

歩行空間のバリアフリー整備の取組み状況と課題

1. 交通バリアフリー法（現行法）の枠組み

- 市町村は、重点的に整備する区域や、鉄道駅などと高齢者・身体障害者が利用する官公庁・福祉施設などを結ぶ道路（特定経路）等を『基本構想』に定める。
- 道路管理者は、『基本構想』に即して事業を実施するための計画を作成して、これに基づき事業を実施する。
- 利用者数5,000人／日以上 of 鉄道駅などの周辺区域について基本構想を定めるものとし、基本構想に定められた主要な特定経路については、原則として平成22年までに、バリアフリー化する。

2. 現況

- (1) 利用者数5,000人／日以上 of 鉄道駅などを含まない市町村は、基本的に基本構想を作成すべき主体となっていない
- (2) 基本構想に「特定経路」が十分に位置付けできず、旅客施設や官公庁、福祉施設等を連絡するネットワークが特定経路により形成されていない

基本構想を定めた市町村のうち、約8割の市町村が、本来「特定経路」として位置付けねばならない道路の一部で、「特定経路」として位置付け出来ていない。（参考情報として「準特定経路」とか「その他経路」という表現で基本構想に記載）

- (3) バリアフリー化の進捗が遅い

特定経路のバリアフリー化率が、平成17年度末時点で39%であり、鉄道駅などの施設のバリアフリー化と比較して進んでいない。

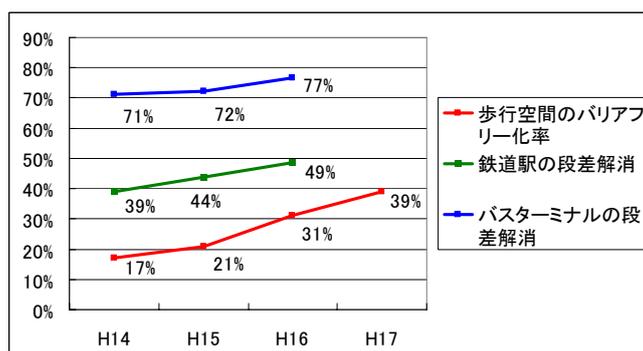


図1 歩行空間のバリアフリー化率及び鉄道駅・バスターミナルの段差解消率の推移

(4) 多くの市町村で基本構想がまだ作成されていない

基本構想を作成した自治体は全体の約3割しかない。また約3割がいまだに基本構想作成の予定がない。

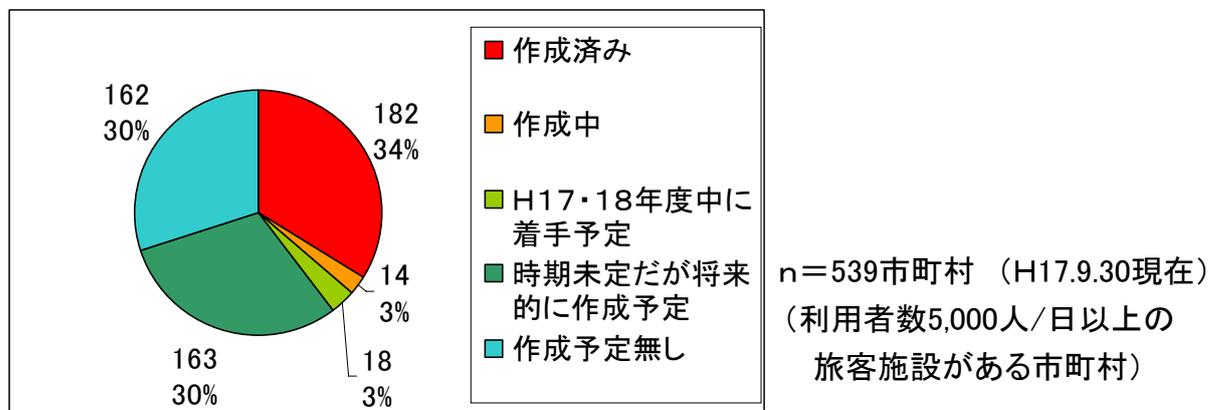


図2 基本構想作成状況

3. 歩行空間のバリアフリー整備についての意見等

○道路利用者等の意見 (国会参考人質疑、ヒアリング等による)

- ・ 歩道のない生活道路についても、バリアフリー化を推進すべき。
- ・ 横断歩道に接続する歩道の縁端の段差について、0cm の段差を容認する方針を見直してほしい。構造を統一してほしい。(視覚障害者)
- ・ 車いす使用者としては、歩道の縁端の段差がないほうが良いが、2cm が必要という視覚障害者の心情を思うと、現段階では 2cm が必要と思うが、段差がなくても認識できる構造が考えられるのであれば、合意形成を図りたい。(車いす使用者)
- ・ 縁端段差について、現場での実証実験をして検討すべき。(視覚障害者)
- ・ 道路と建築物(民地)との段差の解消を促進すべき。
- ・ 看板や放置自転車の撤去もあわせて実施しないと、整備効果が発現されない。
- ・ 電柱の撤去が必要ではないか。

○地方自治体の意見

<道路管理者へのアンケート調査より>

道路のバリアフリー整備を進められない理由として最も回答があったのは、「スペース不足・拡幅困難」。

第1位 (41.3%)

「スペース不足・拡幅困難」

第2位 (15.4%)

「財政事情、財源確保」

第3位 (13.0%)

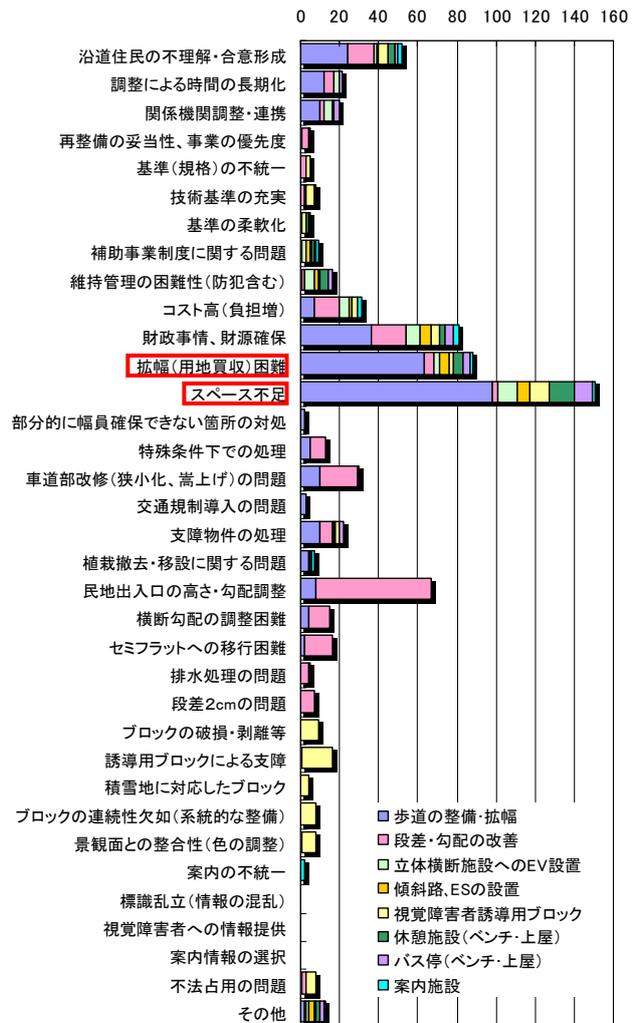
「民地出入口の高さ・勾配調整」

第4位 (9.6%)

「住民の不理解、合意形成」

(回答自治体：499、自由意見による複数回答)

整備における具体的課題 <自治体>



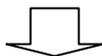
<その他意見> (国会参考人質疑、ヒアリング等による)

- ・ 歩道の有効幅員2mがどうしてもとれないところがあり、基準について柔軟な対応も必要。
- ・ 基準幅員に従って整備した道路には、歩道幅員が1.5mのものが多いため、有効幅員1.5mの整備ならば可能な道路が多い。
- ・ 幅員が5～6mの道路については、路肩に着色をすることなどによるバリアフリー化を図っている。
- ・ 既成市街地において、道路の拡幅、歩道のレベルの変更は極めて困難。

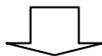
4. 整備を進めるにあたっての課題

○既成市街地における道路幅員に関する課題

「特定経路」として位置付け出来ていない道路は、都市部の狭幅員道路



その理由は、狭幅員道路においては、拡幅が困難であり、特定経路の持つ義務である幅員のバリアフリー基準（有効幅員2m以上）に適合した整備が出来ないため。



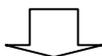
よって、多くの狭幅員道路が特定経路として位置付けられず、その結果、都市部でのバリアフリー歩行空間のネットワーク化が進まない。



旅客施設や官公庁、福祉施設等を連絡するバリアフリー歩行空間のネットワークを少しでも早く形成させるためには、都市部の狭幅員道路については、2mの有効幅員の歩道の設置が著しく困難な場合、他の整備の選択肢を追加することも必要なのではないか？

○横断歩道に接続する歩道縁端の段差に関する課題

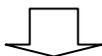
交通バリアフリー法のバリアフリー基準では、歩道縁端の段差について「2cmを標準」とすると規定。



しかしこの段差については、車いす使用者などから 2cm では移動しにくいと意見を頂いたことから、ガイドラインにおいて、状況に応じて、より車いすにとって抵抗の少ない構造を弾力的に選択できるようにした。



ガイドラインに基づき、車いす使用者、視覚障害者、高齢者等との合意形成を図った上で採用を決めた様々な縁端構造の事例は、全国各地で蓄積されつつある。



しかし現段階においては、まだ望ましい構造を示すまでに至っていない状況であり、好事例を蓄積し、引き続き検討を進めていく方針。(将来的には、望ましい構造を示す方針。)

平成18年3月31日現在の基本構想の受理状況

計201市町村(232基本構想)※5,000人以上の旅客施設が所在しない市町村の基本構想も件数に含む

(受理順、複数作成の場合()内に提出回数を記載)

都道府県	市区町村	受理日
北海道	千歳市	H13.3.20
	室蘭市	H13.7.4
	恵庭市	H14.4.25
	遠軽町	H15.2.24
	札幌市	H15.4.4
	北見市	H15.7.7
	富良野市	H16.5.21
	釧路市	H16.9.17
	江別市	H17.12.8
青森県	青森市	H15.9.24
岩手県	盛岡市	H15.6.19
	一関市	H16.4.19
宮城県	仙台市	H15.3.24
	仙台市(2)	H16.3.31
	仙台市(3)	H17.3.31
秋田県	秋田市	H16.8.30
山形県	南陽市	H15.6.18
福島県	会津若松市	H15.7.8
	いわき市	H15.10.16
	福島市	H16.10.19
茨城県	取手市	H15.7.2
	日立市	H15.10.1
	水戸市	H16.6.7
	友部町	H16.6.7
	取手市(2)	H17.10.5
栃木県	宇都宮市	H15.11.21
	国分寺町	H16.4.15
	那須塩原市(旧:西那須野町)	H16.7.27
	小山市	H17.7.7
	鹿沼市	H17.10.17
	石橋町	H17.12.20
	日光市	H18.3.15
埼玉県	熊谷市	H14.4.25
	深谷市	H15.4.4
	東松山市	H15.6.9
	鳩ヶ谷市	H16.4.15

都道府県	市区町村	受理日
埼玉県	寄居町	H16.4.20
	所沢市	H16.4.21
	白岡町	H17.3.29
	入間市	H17.4.1
	さいたま市	H17.5.10
千葉県	千葉市	H13.12.4
	船橋市	H14.3.29
	柏市	H14.10.1
	袖ヶ浦市	H14.10.21
	八千代市	H15.5.9
	市川市	H15.10.27
	浦安市	H16.4.1
	習志野市	H17.4.8
	松戸市	H17.7.15
市原市	H17.9.16	
東京都	荒川区	H14.3.25
	羽村市	H14.12.12
	北区	H14.12.24
	千代田区	H15.3.12
	府中市	H15.3.24
	武蔵野市	H15.4.2
	八王子市	H15.4.8
	三鷹市	H15.12.1
	杉並区	H16.1.31
	目黒区	H16.4.23
	墨田区	H16.6.30
	台東区	H16.8.9
	練馬区	H16.8.9
	北区(2)	H17.4.5
	台東区(2)	H17.4.26
新宿区	H17.5.20	
日野市	H17.9.8	
中野区	H17.11.1	
神奈川県	相模原市	H14.5.9
	秦野市	H14.6.19
	藤沢市	H14.9.30

都道府県	市区町村	受理日
神奈川県	藤野町	H15.8.12
	小田原市	H15.9.3
	厚木市	H15.9.26
	鎌倉市	H15.10.7
	大和市	H16.6.11
	横浜市	H16.8.6
	逗子市	H16.9.6
	鎌倉市(2)	H16.11.26
	川崎市	H16.12.27
	伊勢原市	H17.3.1
	川崎市(2)	H17.3.31
	座間市	H17.10.20
	小田原市(2)	H17.11.10
	平塚市	H17.12.7
川崎市(3)	H18.3.30	
新潟県	新潟市(旧:亀田町)	H14.3.8
	新発田市	H15.1.7
	長岡市	H15.2.10
	新潟市(2)	H15.6.2
	糸魚川市	H15.9.17
	柏崎市	H16.3.8
	上越市	H16.4.27
湯沢町	H16.4.28	
富山県	小杉町	H14.4.4
	魚津市	H14.10.17
石川県	金沢市	H14.4.10
福井県	福井市	H15.12.1
	敦賀市	H17.1.28
山梨県	甲府市	H17.4.1
	笛吹市(旧:石和町)	H14.1.24
長野県	諏訪市	H14.8.30
	塩尻市	H15.12.9
	岡谷市	H16.10.4
	松本市	H17.8.4
岐阜県	各務原市	H14.9.17
	可児市	H14.9.27
	瑞穂市(旧:穂積町)	H15.4.3
	岐阜市	H15.5.15
	土岐市	H16.5.10

都道府県	市区町村	受理日
	瑞浪市	H16.7.7
	中津川市	H16.12.21
	羽島市	H17.2.21
	恵那市	H17.6.6
	笠松町	H17.6.21
静岡県	静岡市	H14.10.13
	焼津市	H15.1.10
	藤枝市	H16.6.2
	静岡市(2)	H16.10.29
	浜松市	H17.2.15
	富士市	H17.6.15
	島田市	H17.6.27
愛知県	春日井市	H15.1.7
	名古屋市	H15.2.14
	岡崎市	H15.4.24
	名古屋市(2)	H15.12.12
	豊田市	H16.10.1
	刈谷市	H17.6.8
名古屋市(3)	H18.3.16	
三重県	津市	H15.3.20
	松阪市	H16.3.8
	松阪市(旧:嬉野町)(2)	H16.6.2
滋賀県	守山市	H14.5.29
	高島市(旧:今津町)	H15.5.8
	大津市	H15.5.14
	彦根市	H15.6.11
	米原町	H15.7.18
	近江八幡市	H16.4.19
	野洲町	H16.7.6
	志賀町	H16.7.13
	甲賀市(旧:水口町)	H16.8.10
長浜市	H16.10.19	
京都府	長岡京市	H14.8.1
	福知山市	H15.8.19
	京都市	H15.10.10
	木津町	H16.2.12
	亀岡市	H16.8.11
	京都市(2)	H16.10.22
京都市(3)	H17.11.24	

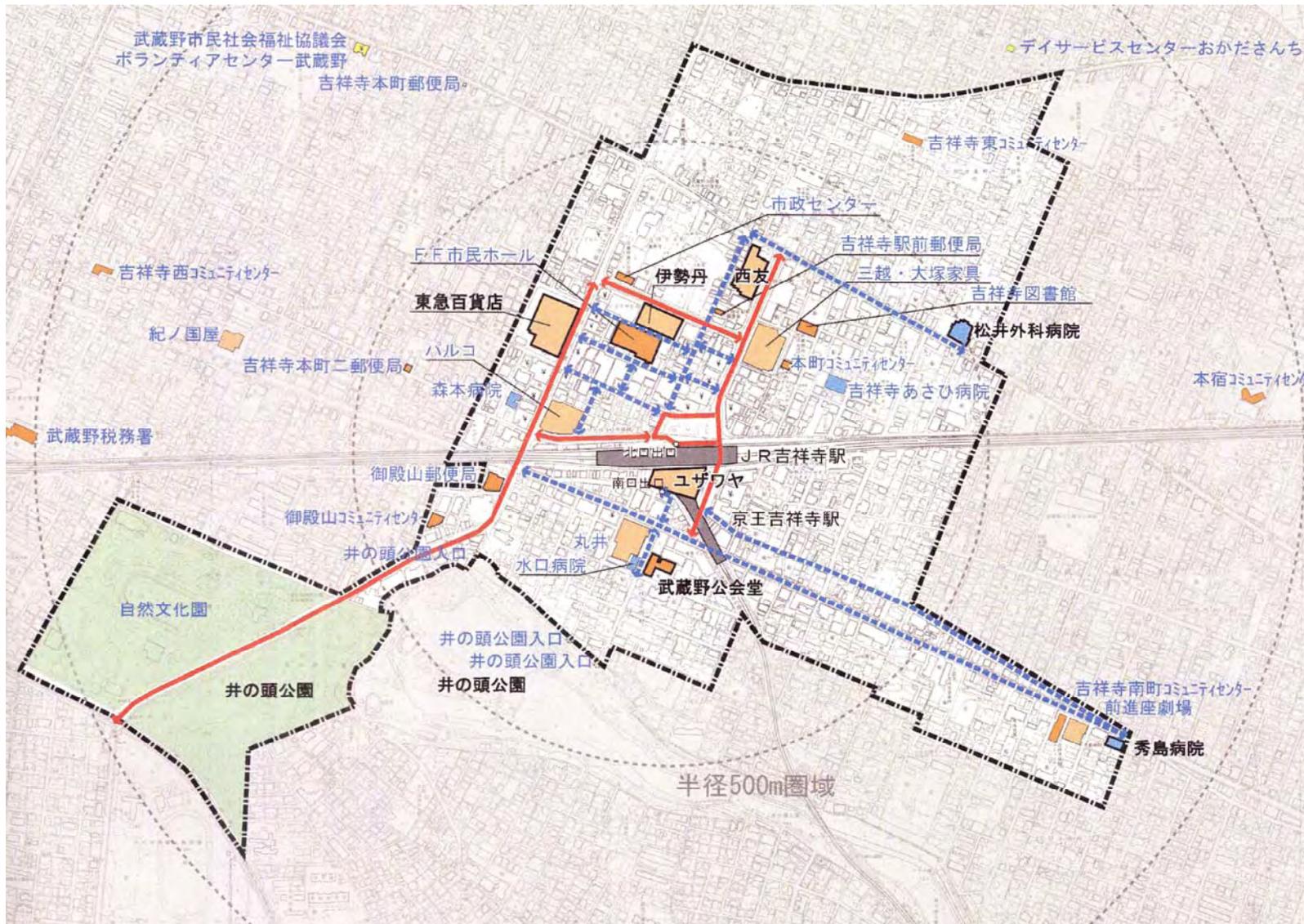
都道府県	市区町村	受理日
大阪府	守口市	H14.1.31
	交野市	H14.3.12
	八尾市	H14.3.14
	堺市	H14.3.20
	河内長野市	H14.6.3
	豊中市	H14.7.1
	東大阪市	H14.10.18
	阪南市	H14.11.11
	柏原市	H15.1.16
	大阪狭山市	H15.2.3
	茨木市	H15.2.6
	藤井寺市	H15.2.24
	堺市(2)	H15.3.26
	八尾市(2)	H15.4.1
	吹田市	H15.4.4
	柏原市(2)	H15.4.11
	寝屋川市	H15.5.7
	大阪市	H15.5.16
	泉南市	H15.5.16
	高槻市	H15.7.9
	豊中市(2)	H15.12.3
	守口市(2)	H16.3.10
	堺市(3)	H16.3.23
	四條畷市	H16.4.6
	松原市	H16.4.14
	貝塚市	H16.5.12
	大阪市(2)	H16.5.21
	大東市	H16.5.27
	岸和田市	H16.6.7
	箕面市	H16.7.8
	豊中市(3)	H17.3.29
	東大阪市(2)	H17.3.31
	寝屋川市(2)	H17.4.15
	八尾市(3)	H17.4.22
	枚方市	H17.5.2
	大阪市(3)	H17.5.16
	岸和田市(2)	H17.5.20
	摂津市	H17.5.23

都道府県	市区町村	受理日
兵庫県	明石市	H14.4.8
	宝塚市	H14.11.14
	神戸市	H14.12.11
	姫路市	H15.4.16
	西宮市	H15.9.18
	加古川市	H15.11.5
	川西市	H16.8.23
	和歌山県	和歌山市
鳥取県	鳥取市	H14.2.13
	倉吉市	H18.1.6
島根県	松江市	H16.3.11
	出雲市(旧:多伎町)	H15.5.8
岡山県	笠岡市	H15.10.30
広島県	呉市	H13.8.31
	広島市	H14.6.3
	東広島市	H15.7.1
	三原市	H15.7.7
	廿日市市	H16.6.22
	広島市(2)	H17.6.13
	尾道市	H18.2.20
	山口県	下関市(旧:菊川町)
	下関市(2)	H17.2.3
徳島県	徳島市	H17.6.27
香川県	丸亀市	H14.4.9
	高松市	H15.5.15
愛媛県	松山市	H15.6.10
	今治市	H16.4.8
高知県	高知市	H15.5.30
福岡県	福津市(旧:福間町)	H13.4.12
	大牟田市	H14.3.28
	福岡市	H14.4.5
	北九州市	H14.6.27
	古賀市	H14.10.3
	大野城市	H15.5.1
	遠賀町	H17.4.26
	前原市	H17.5.16
	久留米市	H16.6.1
長崎県	佐世保市	H14.7.22
	長崎市	H14.8.22

都道府県	市区町村	受理日
熊本県	熊本市	H16.6.11
大分県	大分市	H16.4.2
	別府市	H17.5.30
宮崎県	宮崎市	H16.2.5
鹿児島県	鹿児島市	H15.3.26

※北海道室蘭市、遠軽町、北見市、富良野市、釧路市、山形県南陽市、栃木県鹿沼市、日光市、新潟県糸魚川市、柏崎市、島根県出雲市、鳥取県倉吉市は5,000人以上の旅客施設なし(受理番号に黄色着色)

武蔵野市吉祥寺駅周辺重点整備地区図



凡 例	
公共施設等	■
福祉施設等	■
医療施設等	■
商業施設等	■
公園等	■
特定旅客施設	■
重点整備地区	⬡ 面積：138ha
対象施設 (黒太字)	(アンケート、ヒヤリングの結果で抽出された主な施設のうち、特定経路、準特定経路の指定が可能な道路等に面する施設)
特定経路	—
準特定経路	⋯⋯